

指定管理者の指定について

上越市霊園条例（平成 16 年上越市条例第 93 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 月 4 日提出

上越市長 小菅 淳一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
釜塚共同墓地	上越市板倉区釜塚 63 番地 釜塚共同墓地管理組合 代表 島田 幹雄	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで